

平成29年度第3回 京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会議事録
平成29年度第3回 京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会議事録

1 日時 平成30年3月16日（金） 9：30～11：40

2 場所 京都市市民活動総合センター ミーティングルーム
（ひと・まち交流館 京都2階）

3 出席者

（1）委員（五十音順）

桜井委員，清水委員，鈴木委員，新川委員＜委員長＞，向井委員

（2）事務局等

（京都府）神田府民力推進課長，担当職員

（京都市）山口市民活動支援課長，担当職員

4 議題

（1）諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査

（2）条例指定法人の外部評価結果について

（3）京都府及び京都市の条例指定の状況等について

5 公開・非公開の別

議題（1） 非公開

議題（2），（3） 公開

6 議事の概要

（1）諮問に係る特定非営利活動法人の個別審査

京都府寄附控除対象特定非営利活動審査委員会運営要領第4条及び京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会運営要領第4条の規定により非公開

答申結果

答申書（ホームページ上で答申書PDFへのリンクを設定）

（2）条例指定NPO法人の外部評価結果について

8月決算法人である劇研及び9月決算法人である古材文化の会の外部評価結果について，資料「条例指定NPO法人から提出された外部評価結果」に基づき事務局から説明した。

【主な質疑応答】

- (委 員) 劇研について、新しい劇場はどうなっているか。
- (事務局) 外部評価結果の中で、法人も新しい劇場の再建という点に触れられているが、具体化しているわけではないとのことで、いずれそうしていきたいと考えている段階だと聞いている。
- (委 員) 劇研の強みは、劇場・演劇のコーディネートやそれらについての知識を持っているというところだと思う。他方で京都市内の公的施設の管理委託を請け負っていたり、また、法人のホームページを見ると、中山間過疎地域の活性化の事務局委託を受けていたりといった活動をされているようである。法人の強みを異なる活動分野においても活かしているというのは理想的だと思う。劇場・演劇関係以外の活動分野における成果というものを法人としてはどのようにとらえているのかということところが気になる。
- (委 員) 劇研について事業ごとの支出額をみると、「文化・芸術による地域のまちづくり事業」に 3,600 万円余り支出しており、非常に多い。
この事業からの収益がどの程度あるのかということころは分からないが、借入金もかなりあるようなので、財政基盤をしっかりとっていたきたいと思う。
- (委 員) 古材文化の会については、公益事業と収益事業を分けるということが評価できるということと、京都市文化財マネージャー育成講座等についても、外部評価でも触れられているが、良い点である。
- (委 員) 古材文化の会については、古材文化あるいは木造建築物に関わる活動を着実に広げてきている。その中で、文化財マネージャーあるいは見守る会のような、木造建築物の文化を将来に向けて保存する啓発・教育活動にもつながる大変重要な活動を繰り返し広げているということも高く評価できる。また、財政基盤を確立するという点でも、収益事業と公益事業それぞれの部門会計を行い、その分析を行って将来に備えようとしている点において、今後、収益事業に当たる様々な調査や設計に関わる業務も具体的にどのように展開していくのか法人として今後検討いただければと思う。同時に、法人が目指す「木造建築の文化を定着させる」という本来のミッションもこれまでしっかり取り組んできているが、より一層の広がりを期待したい。寄附も着実に集めているようなので、今後も期待したい。
- (委 員) 劇研について、劇場が無くなるということで、今後の在り方について

て、しっかりと検討していただくことを期待している。

また、様々な地域に根差した活動をしており、これらの活動を広げていくことは大変結構なことであるが、その活動の中に劇研の本来の演劇やその文化を根付かせるという部分がもっと効果的に組み入れられると、劇研らしい施設の運営やまちづくり活動への支援となっていくのではないかとと思われる。法人の持っている技術を大いに活かし、まちづくり活動にも取り組んでもらいたい。

多くの受託事業を行っているが、厳しい財政事情が続いているようなので、今後の財政基盤の強化について、より一層努力をしていただきたい。その際に条例指定のメリットである税の優遇措置についても活用していただきたい。

（３）京都府及び京都市の条例指定の状況等について

京都府又は京都市が条例指定した法人について、資料「京都府及び京都市の条例指定の状況」及び「条例指定NPO法人の寄附金の状況」に基づき事務局から説明。

【主な質疑応答】

（事務局） 京都府においては３月１２日に京都DARCが１０番目の条例指定法人となった。また、京都市においても、３月末に新たな条例指定法人として、誕生する予定である。その後は認定の申請をされる予定である。

続いて「寄附金の状況」の表については、今回継続の審査があったように、指定後５年度目の法人が出てくるが、その一方で新たな法人が加わることとなり、今後どう表現していくかということを考えている。

そして、条例指定の状況の表についても、追加される分は表を下に伸ばしていけばよいと考えている一方で、継続をしない法人も出てくる。継続しない場合、府及び市の条例から削除することになり、それをもって条例指定法人ではなくなるが、条例指定の状況の表から消してしまうと、過去にこういった法人が指定を受けていたことや解除があったという履歴が残らない。できれば、解除があったということは何らかの形で残しておくべきかと考えている。

また、寄附金の状況については、解除された法人については記載は不要かと思われるが、今後６年目７年目を迎え、新たに条例に指定される法人が増えていくと考えられるので、A４で収めると、表が見にくくなると考えられる。そこで、A３に拡大して状況の推移を追えるような形で表記できればと考えている。

（委員） 条例指定が解除された法人も、過去に指定を受けていたということでリストには載せておくということでしょうか。条例解除された法人が現に

条例指定法人ではないということをはっきり記載しておけば、問題ないかと思う。

(委 員) 寄附金の状況については、その額が伸び悩んでいるところもあるが、全体的には年々増減を繰り返しつつも伸びているという印象である。